

反社会的勢力への対応に関する規程

令和 2 年 9 月 2 8 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 4 1 7 号

改正 令和 2 年 1 2 月 1 4 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 4 2 0 号

改正 令和 7 年 4 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 5 4 6 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）における反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当する者又は各号のいずれにも該当しなくなった日から 5 年間を経過しない者をいうものとする。

- (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であつて暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ。）
- (5) 総会屋
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ。）
- (7) 特殊知能暴力集団（前六号に掲げる者以外のものであつて、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) その他前各号に準ずる者

(反社会的勢力に対する基本方針)

第3条 振興会は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力からの要求には応じない。

2 前項において、反社会的勢力からの要求に対し、振興会は、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切応じないものとする。

3 振興会は、平常より、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な関係を構築する。

4 振興会は、前各項に規定する措置を講ずるに当たって、反社会的勢力に対応する振興会の役員、非常勤職員及び名称の如何を問わず振興会の指揮命令を受けて業務に従事する者（以下「役職員等」という。）の安全を確保する。

（対応部署）

第4条 振興会は、総務部を反社会的勢力への総括的な対応部署とし、反社会的勢力に関する情報の管理・蓄積、振興会内の体制の整備を行い、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を支援する。

2 振興会各部署においては、研修活動の実施、外部専門機関との連携等を行い、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進する。

（反社会的勢力を排除するための契約の締結）

第5条 振興会は、振興会を当事者とする契約を締結する場合、当該契約の相手方が国及び地方公共団体並びに独立行政法人、地方独立行政法人又は振興会が別に定める法人である場合を除き、原則として、当該契約の相手方と誓約書取付け等の方法により反社会的勢力ではないことを事前に確認する。また、契約書に次の規定を設けるよう努めなければならない。

（1） 次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する条項

（ア） 自ら又は自らの役員が反社会的勢力であること。

（イ） 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。

（ウ） 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（エ） 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

（オ） 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（カ） 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

（2） 自ら又は第三者を利用して次のいずれにも該当する行為を行わないことを保証する条項

（ア） 暴力的な要求行為。

（イ） 法的な責任を超えた不当な要求行為。

（ウ） 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

- (エ) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
- (オ) その他前各号に準ずる行為。
- (3) 相手方が前二号に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする条項
- (4) 前号の規定により本契約を終了した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする条項

(反社会的勢力を排除するための契約の解除)

第6条 振興会は、契約締結後に契約相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、当該契約を解除することを原則とする。契約の解除に当たっては、当該契約を所管する部署の所属部長は事前に、総務部長と協議の上、弁護士等の外部専門機関と十分に協議し、対応を行うものとする。

(反社会的勢力からの要求への対応)

- 第7条 振興会は、反社会的勢力による要求に対しては、役職員等の安全を最優先し、所管部署だけで対応せず、組織的に対応するものとする。
- 2 反社会的勢力による要求を受けた場合、所管部署担当者は、所属部長に当該要求について速やかに報告し、さらに、報告を受けた所属部長は速やかに総務部長に報告する。
 - 3 総務部長は、反社会的勢力から要求があった報告を受けた場合、総務部担当理事に速やかに報告するとともに、対応について協議する。
 - 4 前項において報告を受けた総務部担当理事は、事案の重要性に応じ、理事長に報告する。

附 則

この規程は、令和2年 9月28日から施行する。

附 則 (令和2年12月14日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第420号)

この規程は、令和2年12月14日から施行する。

附 則 (令和7年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第546号)

この規程は、令和7年 4月 1日から施行する。